

夕張市総合戦略検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和2年3月30日付で策定した「第2期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略」に謳う施策について、推進状況をPDCAサイクルに基づき適切に評価・検証するため、「夕張市総合戦略検証委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各項に掲げる事項を所掌する。

- 2 「第2期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略」に謳う各事業の推進状況を評価・検証する。
- 3 評価・検証した結果を夕張市総合戦略推進本部に報告・通知し、適正な推進を求める。

(組織)

第3条 委員会の構成員は、検証委員(以下「委員」という。)6名によるものとする。

- 2 委員は、産官学金労の各分野から市長が任命する。
- 3 各委員への就任依頼は、市長から各職又は各個人宛てに行うものとする。
- 4 委員の任期は、令和8年3月末までとする。
- 5 委員の氏名及び職名については、委員会の組織時に公表するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長は必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務企画課内に設置する事務局において処理する。ただし、具体的な各事業の改善・推進に係る事務等については、所掌する各課において対応するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。